

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から同年8月までの期間及び60年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年5月から同年8月まで
② 昭和60年5月から同年8月まで

許可漁業（申立人は船主）の休漁期（申立期間）は、自営漁業を営み国民年金に加入していた。保険料の納付を証明するものは無いが、これまで未納や納付の遅延の記憶は無い。申立期間が未加入であることに納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、いずれも4か月間と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除いて船員保険と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に手続を行っており、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は存在しない。

また、申立人の妻は、国民年金の種別変更の手続等を適切に行っている上、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえるところ、申立人の国民年金保険料について、「絶対に納付した。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間当時の許可漁業の経営状態について、「漁獲量も多く、魚価も高かったため、経営状態は良かった。」と供述しているところ、申立期間①と②の間に加入していた船員保険に係る標準報酬月額から、その状況がうかがえ、国民年金保険料を納付するには十分な資力があつたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年1月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年4月1日から21年1月1日まで
昭和17年4月1日から20年12月31日までの期間、A社（現在は、B社。）C課の技手として勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の人事記録には、「昭和17年1月11日 入職」、「昭和20年12月31日 離職」、「役名 技手」と記載されていることから、申立人は、昭和17年1月11日から20年12月31日までの期間、A社において技手として勤務していたことが確認できる。

また、B社の総務担当者は、「人事記録があることから、申立人は正規職員であり、また、役名の「技手」は、現場の技術職のことである。正規職員はすべて入社から厚生年金保険に加入させており、保険料も控除していた。」と証言している上、申立人も「申立期間当時は工場で勤務に従事していた。」旨の証言をしていることからすると、申立人は、A社が適用事業所となった昭和17年6月1日に厚生年金保険の資格を取得していたと考えられ、申立期間のうち、17年6月1日から21年1月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年1月1日とすることが妥当であると判断する。

また、昭和17年6月1日から21年1月1日までの期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

他方、申立期間のうち、昭和17年4月1日から同年5月31日までの期間については、厚生年金保険法（当時の名称は労働者年金保険法）が施行され、保険料の徴収が始まった同年6月以前の期間であることから、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除は無かったものと推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和17年4月1日から同年5月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年7月までの期間及び9年11月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月から同年7月まで
② 平成9年11月から10年3月まで

申立期間①及び申立期間②のいずれについても、A市区町村役場で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続も行った。保険料については、国民健康保険税を優先して支払い、国民年金保険料については、納付の督促状が送付されたので、A市区町村役場に相談に行き、その場で現金で一括して職員に支払った。国民年金保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は「申立期間中は国民健康保険税の支払を優先し、国民年金保険料は、A市区町村役場から督促状が送付されてから、自分でA市区町村役場に出向き、職員に現金で支払った。」と供述しているが、申立人のA市区町村における国民健康保険税の納付日からすると、申立人の国民年金保険料は過年度扱いとなり、市区町村役場で納付することはできない。

さらに、A市区町村は、「職員が国民年金保険料を現金で受け取ることはできない。国民年金保険料納付の督促状を送付していたのは現年度保険料の場合であり、過年度保険料については国庫金扱いであるため、納付書も督促状も送付していない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の月額を約7,000円であったと供述しているが、実際の国民年金保険料の月額は、申立期間①に係る平

成8年2月及び同年3月の期間が1万1,700円、申立期間①に係る同年4月から同年7月までの期間が1万2,300円、申立期間②に係る9年11月から10年3月までの期間が1万2,800円となっており、申立内容と齟齬^{そご}がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 12 日から 36 年 3 月 15 日まで
申立期間中、A事業所において臨時補充員として勤務していた。勤務内容は正職員と同様であったため、保険料も正職員並みに控除されていたと思う。
申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する人事異動通知書により、申立人は、申立期間において臨時補充員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が保管する人事異動通知書によると、申立人は、B事業所から臨時補充員としてA事業所に勤務することを命じられているところ、社会保険庁の記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間以後の昭和 37 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B事業所の事務を承継しているC事業所は、「申立期間当時、臨時補充員の厚生年金保険への加入の有無については、各事業所の判断に委ねていた。」と供述しているところ、社会保険庁の記録によると、A事業所は、申立期間当時から現在まで、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、A事業所は、「申立人が当時臨時補充員として勤務したことは確認できるが、当時の資料は残っておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況は一切不明である。また、当局においては、これまで、厚生年金保険に加入した職員は確認できない。」と供述している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

期間工としてA事業所B支店に勤務した期間のうち、昭和45年4月及び46年3月については、月の末日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が月の末日となっている。

月の末日まで勤務した場合、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は翌月1日で、当該月は厚生年金保険の加入期間に含まれると聞いているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所B支店における昭和45年4月及び46年3月の勤務状況について、「いずれの月も月末まで勤務した。」と供述しており、申立人の同僚のうち1名も同様に供述しているが、雇用保険の記録によると、申立人のA事業所B支店における離職日は、昭和45年4月については29日、46年3月については30日となっており、いずれの月も、月末まで勤務した記録とはなっておらず、供述内容と齟齬がみられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、過去に3回（昭和43年11月14日から44年4月16日までの期間、44年11月1日から45年4月30日までの期間及び、45年10月14日から46年3月31日までの期間）、A事業所B支店に勤務して厚生年金保険に加入しているが、いずれの勤務時についても、雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっている上、申立人の同僚のうち雇用保険の記録が確認できた4名の同僚についても、雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっていることから、A事業所B支店は、雇用保険の離職日の翌日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として適切に届け出ていることが確認できる。

さらに、A事業所は、「A事業所B支店はすでに閉鎖支店のため、当時の書類を確認することができないことから、当時の状況は不明である。」としている。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月から平成元年 2 月 20 日まで
② 平成 6 年 10 月 5 日から 12 年 9 月 17 日まで

申立期間において、A事業所でB職として勤務した。平成7年から10年及び12年の源泉徴収票には社会保険料等の控除額(約40万円)が記載されており、これは給与から控除された厚生年金保険料だと思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間①のうち昭和61年7月25日から平成元年2月20日までの期間及び申立期間②においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、申立期間①当時から現在まで、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間①の全部の期間と申立期間②の一部の期間を含む昭和55年10月1日から平成11年(60歳到達時)までの期間、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、C市区町村の記録によると、申立期間②のうち、平成8年9月17日から12年8月17日までの期間については、国民健康保険にも加入して国民健康保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人は、「平成7年から10年及び12年の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額(約40万円)は厚生年金保険料である。」旨供述しているが、この金額は、当時の国民年金保険料及び国民健康保険料の合計額とほぼ一致しており、厚生年金保険料及び健康保険料の合計額(約54万円)とは大きく相違している。また、平成12年の源泉徴収票には、退職日(12年9月17日)が記載されているものの、社会保険料等の金額の欄は空欄となっており、これらのことを踏まえると、源泉徴収票からは、申立人は、申立期間②当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったのではないかと推認できる。

加えて、申立人は同僚の氏名を憶えていないとしている上、A事業所は既に廃業しており、事業主も故人となっていることから、申立人の当該事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月16日から同年9月15日まで

申立期間中に受け取った給料内訳書の社会保険料欄に、厚生年金保険料と思われる金額が記入されていたことを記憶している。勤労働員通知書により、申立期間についてA事業所に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する勤労働員通知書により、申立人は、申立期間について、B学校に在籍中であったことから、勤労働学徒であったと推認される。

しかし、元同僚及びA事業所から聴取したものの、当時、事業主が勤労働員学徒を厚生年金保険に加入させ、被保険者として保険料を控除していたことをうかがわせる事情はうかがえない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は見当たらない上、厚生年金保険被保険者資格を取得した男性の大半は、申立人よりも年上の明治生まれや大正生まれの者であったことが確認できるところ、申立期間当時、B事業所では、申立人のような昭和生まれの若年者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険法（現在は厚生年金保険法）の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)に明文化されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。